

# 令和7年度監査結果及び 令和8年度監査方針等について

令和8年6月

福島県社会福祉課

# 説明の概要

- 1 監査の根拠法令等及び県監査要綱の概要
- 2 令和7年度社会福祉法人及び社会福祉施設 監査結果
- 3 令和8年度社会福祉法人及び社会福祉施設等 監査方針

# 運営指導及び監査

## 1 運営指導

新設社会福祉法人及び新設社会福祉施設については、開所後の早い時期に、それぞれ実地により実施（要綱第8条）

## 2 監査

社会福祉法人については法定受託事務により3年に1回

社会福祉施設については自治事務により3年に1回※の頻度で、それぞれ実地により実施（要綱第12条）

※児童福祉施設は毎年1回実地により実施

# 運営指導及び監査の根拠法令等

## 1 社会福祉法第56条（監督） 第1項

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

## 2 社会福祉法第70条（調査）

都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を経営する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させることができる。

## 3 厚生労働省通知

- 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日）

ほか

# 所轄庁(法人)について

条件（法人の行う事業）	所轄庁
（原則）	都道府県知事
市の区域を越えない事業	市長
二以上の都道府県の区域にわたる事業	都道府県知事（※）
二以上の地方厚生局の区域にわたり、全国を単位とし、地域を限定せず、法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業	厚生労働大臣

※主たる事務所の所在地の都道府県

# 1 福島県社会福祉法人・社会福祉施設等 監査実施要綱①

## (1) 監査の実施回数等（要綱第12条）

法人：原則3年に1回 実地監査による（第1項第1号）

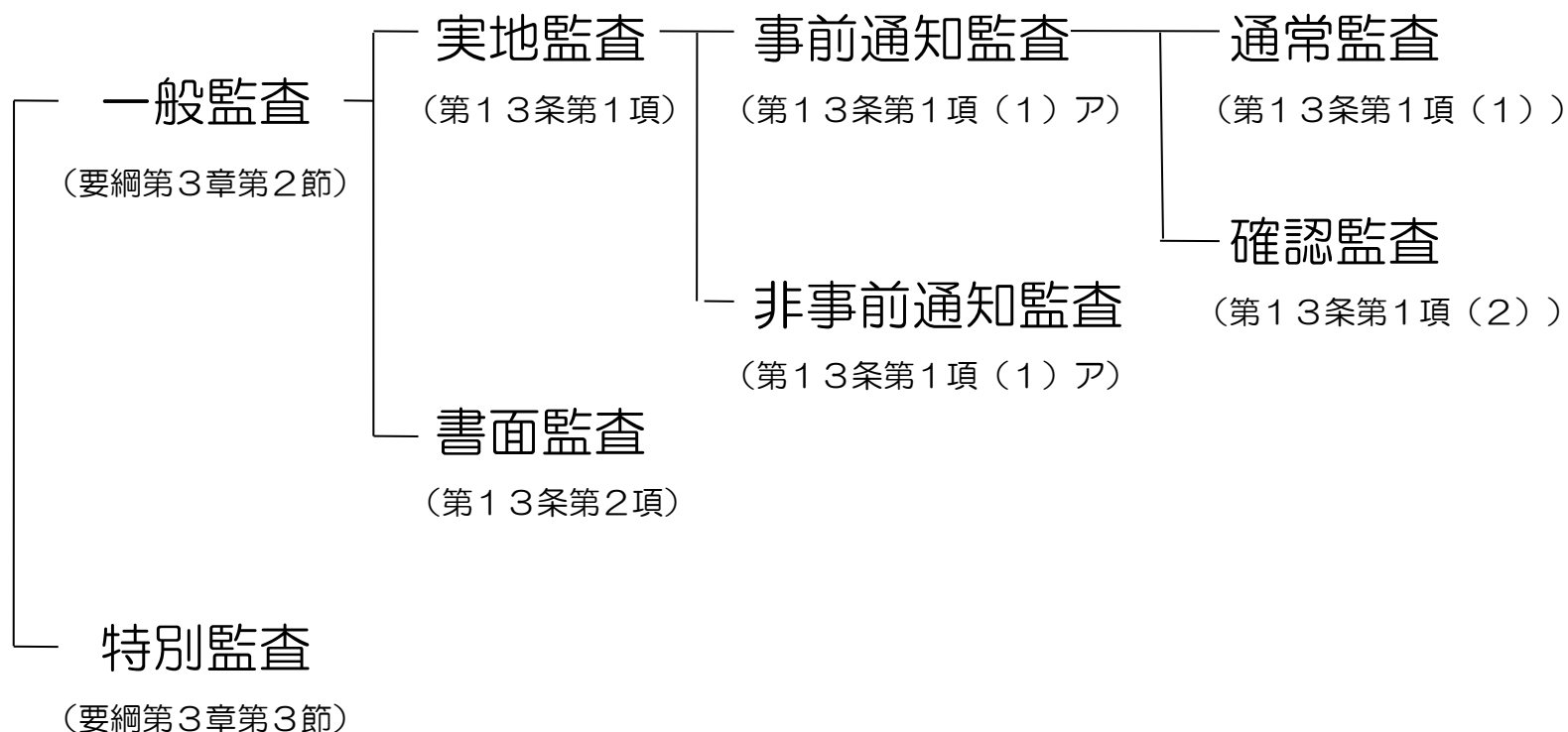
施設：原則3年に1回 実地監査による（第1項第2号）

※ ただし、児童福祉施設については毎年1回実地監査により実施。この場合、前年度の実地監査の結果、施設を設置してからの年数、福島県内における実施監査率を勘案し、必ずしも実地監査が必要でないと認められる場合、書面監査の方法を用いることができる。

※ 一般監査の結果、適正な運営が確保されていない法人及び施設に対しては、あらためて実地監査を随時実施

# 1 福島県社会福祉法人・社会福祉施設等 監査実施要綱②

## (2) 監査の実施区分



# 1 福島県社会福祉法人・社会福祉施設等 監査実施要綱③－1

## (3) 監査の指摘基準（要綱第14条）別表2

### ① 指摘事項（文書指摘）

監査調書における着眼点（＝チェック項目）等により関係法令・基準等を満たしていない場合で、その内容がサービスの提供に支障をきたしている場合

### ② 指導事項

法令等で求められている基準等を満たしていないことについて、その原因、経過等にやむを得ない事情があると認められる場合

# 1 福島県社会福祉法人・社会福祉施設等 監査実施要綱③－2

## ③ 口頭指導（助言）

監査調書における着眼点（＝チェック項目）等に反しているとは  
では言えないが、多様な福祉サービスを総合的に提供する上で、事  
業を効果的かつ効率的に行うため、改善が望まれる事項に対して、  
改善方法を提示する。

# 1 福島県社会福祉法人・社会福祉施設等 監査実施要綱④

## (4) 改善状況の報告（要綱第15条）

### ① 指摘事項（文書指摘）

文書により通知し、改善状況の報告を求める。

指摘事項に対する報告は、改善計画と改善結果とし、改善計画は継続的・長期的に計画をたてて改善・是正を行うべき事項、改善結果はそれ以外の事項。

### ② 指導事項

文書で通知するが、改善状況の報告を求めず、次回の監査においてその状況を確認するものとする。

# 1 福島県社会福祉法人・社会福祉施設等 監査実施要綱⑤

## (5) 監査後の措置（要綱第20条）

- ① 指摘事項に対する改善が講じられない法人に対しては、改善が図られない理由及び原因を究明し、組織的な対応により法人に対する適切な指導の徹底に努める。
  
- ② それでも改善されない場合、
  - 改善勧告（社会福祉法第56条第4項）
  - 勧告に従わなかった旨の公表（同条第5項）
  - 措置命令（同条第6項）
  - 業務停止命令又は役員解職勧告（同条第7項）
  - 解散命令（同条第8項）を行う。

## 2 令和7年度法人監査結果①

### (1) 監査実施法人数

	監査実施 法人数	監査実施方法	
		うち実地	うち書面
令和6年度	55	55	0
令和7年度	30	30	0

## 2 令和7年度法人監査結果②

### (2) 指摘項目及び指摘件数

指摘項目	指摘件数		指摘法人数	
	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年
運営管理関係	45	31	15	12
資産管理関係	2	3	2	2
会計経理関係	28	11	7	5
計	75	45	24	19

## 2 令和7年度法人監査結果③－1

### (3) 主な指摘事項

#### ① 運営管理関係

##### (定款及び登記事項)

- 法令に基づく県への承認申請や届出が適正になされていない。

##### (役員を選任、任期)

- 候補者が欠格事由に該当しているか書面で確認していない。

##### (理事会・評議員会の招集・運営)

- 理事会・評議員会の招集通知が1週間前までに通知されていない。

##### (その他)

- 法人登記簿の変更を法令で定める期限内に行っていない。

## 2 令和7年度法人監査結果③ー2

### ② 会計経理関係

#### （経理関係帳簿の整備、運用）

- 社会福祉法の規定どおり計算書類を作成していない。
- 注記について必要な項目の記載がない。

#### （契約事務）

- 法人で定める決裁の規定によらず決裁を行っている。

## 2 令和7年度施設監査結果①

※ 保育所・認定こども園・児童厚生施設を除く

### (1) 監査実施施設数

	監査実施 施設数	うち	
		うち実地	うち書面
令和6年度	125	125	0
令和7年度	100	95	5

## 2 令和7年度施設監査結果②

※ 保育所・認定こども園・児童厚生施設を除く

### (2) 指摘項目及び指摘件数

指摘項目	指摘件数		指摘施設数	
	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年
入所者処遇関係	1	5	1	4
運営管理関係	6	3	5	3
会計経理関係	13	5	7	3
計	20	13	13	10

## 2 令和7年度施設監査結果③-1

※ 保育所・認定こども園・児童厚生施設を除く

### (3) 主な指摘事項等

#### ① 入所者処遇関係

- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る委員会、研修会を実施していない。
- 事故報告書について県及び市町村に報告されていなかった。
- 協力医療機関（第二種協定指定医療機関）と新興感染症発生時等の対応について協議を行っていなかった。

#### ② 運営管理関係

- 障害者支援施設において地域推進会議をおおむね1年1回以上実施していない。
- 重要事項説明書と運営規程の記載事項に相違が確認された。
- 感染症及び自然災害の業務継続計画に不備があり、当該計画に係る研修及び訓練についてそれぞれ年2回以上実施されていない。

## 2 令和7年度施設監査結果③-2

※ 保育所・認定こども園・児童厚生施設を除く

### (3) 主な指摘事項等

#### ③ 会計経理関係

- 施設の通帳及び銀行印を同じ者が管理していた。
- 百万円を超える契約について契約書を作成していない。
- 月次報告が経理規程で定める期限内に提出されていない。
- 監査資料の決算書を確認した結果、現況報告書の計算書類の誤りが確認された。
- 年度内に拠点区分間の借入金を清算していない。

## 2 令和7年度施設監査結果①

※ 保育所・認定こども園・児童厚生施設

### (1) 監査実施施設数及び監査結果

	監査実施 施設数	うち実地	うち書面
令和6年度	248	160	88
令和7年度	254	170	84

## 2 令和7年度保育所等監査結果②

※ 保育所・認定こども園・児童厚生施設

### (2) 指摘項目及び指摘件数

指摘項目	指摘件数		指摘施設数	
	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年
入所者処遇関係	49	74	26	43
運営管理関係	153	148	83	75
会計経理関係	3	5	3	4
計	205	227	112	122

## 2 令和7年度保育所等監査結果③ー1

※ 保育所・認定こども園・児童厚生施設

### (3) 主な指摘事項

#### ① 入所者処遇関係

##### (入所児童の処遇の充実（健康管理）)

- 入所時の健康診断を実施していない。
- 食中毒、アレルギーについての対応策が不十分である。
- 検食が給食提供時間の直前に行われている。
- 薬の保存方法、物品の置き場所等について利用者に配慮していない。

##### (入所児童の処遇の充実（サービス評価）)

- 保育所による保育内容等の自己評価を実施していない。

## 2 令和7年度保育所等監査結果③ー2

※ 保育所・認定こども園・児童厚生施設

### ② 運営管理関係

（施設の運営管理体制の確立（諸規程の整備・運用））

- 事故防止等のマニュアルが策定されていない。
- 運営委員会が設置されていない。

（施設の運営管理体制の確立（職員の配置））

- 保育士、児童厚生員の配置数が必要数を満たしていない時間帯がある。

## 2 令和7年度保育所等監査結果③ー3

※ 保育所・認定こども園・児童厚生施設

### ② 運営管理関係

(防災対策の充実強化(非常時の連絡、避難体制等))

- 安全計画を策定せず、また職員、保護者に周知していない。
- 屋内外の安全点検を行っていない。
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を市長村長に報告していない。
- 毎月1回以上の避難訓練を行っていない。

### ③ 会計経理関係

- 保護者からの徴収金について徴収に係る会計帳簿等が確認できなかった。
- 通帳及び銀行印を同じ者が管理していた。

## 監査結果の公表について

令和7年度に実施した監査の結果については、県が行う指導の内容を明らかにするとともに、法人・施設に対し周知することで、より適切な運営を促すことを目的とし、当課HPで公表する予定。

令和8年度に実施する監査の結果についても、令和7年度結果同様に当課HPで公表する予定。

なお、令和7年度の主な指摘事項について、チェックリスト化し以下のHPに掲載しております。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025b/houjinshisetukansa.html>

# 3 令和8年度社会福祉法人・施設等監査方針 について①

## (1) 基本的な考え方

- 社会福祉法人の運営においては、承認申請や届出が適正になされていない事例が散見されたことなどから、法令に則った適切な法人運営が求められている。
- 一方、社会福祉施設の運営においては、一部の施設に、業務継続計画の内容の不備や、研修・訓練を適切に実施していない事例があり、災害や感染症が発生した場合であっても、利用者の安全を確保するとともに、業務を継続させる観点から、当該計画を整備して、研修及び訓練を実施し、それらの記録を保存する必要がある。さらに、利用者の事故について県及び市町村に報告書が提出されていない事例があったことから、関係機関等と連携を取りながら利用者の立場に立った対応を取るなど、適切な施設運営に積極的に取り組むことが求められている。
- 以上のことから、社会福祉法人の安定的・継続的な運営、経営の透明性の確保及び施設の適正な運営や利用者の安全の確保を図るため、次頁以降の項目に重点を置き監査を実施する。

# 3 令和8年度社会福祉法人・施設等監査方針 について②ー1

## (2) 社会福祉法人に対する監査

### ① 適正な組織運営

法人の組織運営にあたっては、

- ア 評議員（選任・解任委員を含む）、理事及び監事の適切な選任
- イ 評議員会及び理事会における招集の適正な通知、理事・評議員の出席
- ウ 社会福祉法人の関係者に対する特別の利益の供与の禁止
- エ 定款における必要事項の記載、削除等の規定の整備
- オ 法人登記について法令で定める期限内の変更の手続

以上の点について重点的に確認する。

### ② 適正な計算書類並びに会計処理の確保

関係通知や経理規程等に基づき、

- ア 適正な計算書類（注記含む）及びその附属明細書並びに財産目録の作成
- イ 適正な契約、入札等の会計処理の確保及び内部牽制体制の確認
- ウ 法人経理規程等における規定の整備、規程に基づく適切な経理処理

以上の点について重点的に確認する。

# 3 令和8年度社会福祉法人・施設等監査方針 について②-2

## (2) 社会福祉連携推進法人に対する監査等

### ① 適正な組織運営

- ア 理事及び監事並びに社会福祉連携推進評議会構成員の適切な選任
  - イ 理事会における招集の適正な通知、理事の出席
  - ウ 社会福祉連携推進評議会の開催及び業務評価
  - エ 社会福祉連携推進方針に従った業務の実施
- 以上の点について重点的に確認する。

### ② 適正な計算書類並びに会計処理の確保

- ア 適正な計算書類及びその附属明細書等の作成
  - イ 適正な契約、入札等の会計処理の確保及び内部牽制体制の確認
  - ウ 法人経理規程における規定の整備
- 以上の点について重点的に確認する。

# 3 令和8年度社会福祉法人・施設等監査方針 について③

## (3) 社会福祉施設に対する監査

### ① 運営管理体制の確立

- ア 非常災害対策（防災、防犯対策）及び避難訓練の実施
- イ 事故防止、安全対策の徹底並びに事故発生時の迅速な協力医療機関との連携、関係機関への報告等適切な対応及び再発防止策の実施
- ウ 業務継続計画の策定及び当該計画に基づく研修、訓練の実施

### ② 適切な利用者処遇の確保

- ア 利用者個人の尊厳への配慮、権利擁護及び虐待防止の推進に向けた取組
- イ 苦情、相談体制の整備及び苦情に対する適切な対応
- ウ 保育所等における入所時の利用者の健康診断の実施
- エ 障害者支援施設における地域連携推進会議の実施及び利用者の地域移行等確認の実施
- オ 経理規程等の遵守及び通帳・銀行印の管理等における内部牽制体制の確認

説明は以上となります。  
ご静聴ありがとうございました。